

# 地方政府の政治変動と政策継続

——日本の官僚機構の施策実施における行動様式についての一考察——

孫 京 美

- I. はじめに
- II. 研究の基盤
- III. 日本での政権変動の政策への影響
- IV. 参照するタイでの政権変動の政策への影響
- V. まとめ

## I. はじめに

24年間の長期にわたった大分県の平松守彦県政において、主要な政策として展開した一村一品運動施策が、広瀬勝貞県政への政治変動によってかくももろく崩れ去ったのはなぜだろうか。政治変動が政策選択にどのように影響するかの研究はよく見られるが、政治変動の政策継続への影響の研究はさほど多くない。また、議会での政治変動が注目されるが、行政の長の交代を政治変動とみて、官僚機構での施策実施への影響を議論するものはまれであろう。それは政権交代が政策、施策、事業の変化に当然に影響を及ぼすとの暗黙の理解があるからかもしれない。しかし、政権の変動による施策の継続への影響を改めて検討すれば、政治と政策の関係についての新たな知見が得られるのではないか。長期政権の終焉が長期であるがゆえに、新たに選出された首長の政権では政策が根本的に変わり、実施されていた施策は断絶するとの説明はわかりやすいが、既存の施策の終了には難易を左右する要因がありそうだ。ここでは、実施されてきた施策における官僚機構の行動様式、つまり、官僚組織の機能にかかわる行動の仕方が、政治変動による政策の継続に影響することに注目した。

この研究での仮説は、政治変動にもかかわらず政策が継続するかしないかは、その政策における官僚機構の行動様式が、施策実施の体系構築をどれだけ伴うものであったかに影響されるというものである。ここでの官僚機構とはヒエラルヒーとして機能する民選の長を除く官僚組織と捉えている。また、施策実施の体系構築とは施策を行政計画のような全体構造に体系づけて実施す

ることとみる。具体的な検証は、大分県の一村一品運動施策が県の官僚機構全体を揺るがす主要なものとして展開したにもかかわらず、そこに見られる官僚機構の行動様式は、原則として施策実施の体系構築を伴わないものであったことを明らかにする。しかしながらその検証によって、そのような行動様式でこの施策の終了が早まったことを直接に証明することはできない。そこで、類似の施策が政権交代にもかかわらず、断絶することなく継続したと見られる海外の事例での官僚機構の行動様式を参照した。タイのタクシン政権で推進された一村一品運動施策は、政権が崩壊しても容易に瓦解することなく生き延びた。そこには国と地方の政策推進の場の違いなどもある。しかし、行政において「何を行うか」のいわば執行管理が、「どのように行うか」のいわば運営管理に先行する行動様式によって、施策実施の体系構築を伴う施策として展開したタイに比べて、日本では逆に「どのように行うか」が先行する行動様式により、体系構築が希薄な施策展開であったとの違いが、大分県での政治変動による施策の断絶の一つの要因として示唆できるだろう。

## II. 研究の基盤

多くの研究が、政治が政策に影響することを前提に解明を試みている。その中で、政治変動は政策選択にどのように影響するかの研究などが見られる<sup>1)</sup>。ここでは政策選択よりも政策継続に注目し、政策実施の主体である官僚機構の行動様式を糸口として<sup>2)</sup>、政策への政治の影響を検討してみたい。

官僚機構の行動様式へのアプローチは、実証的な分析による政治文化へのアプローチに近似している。本稿での行動様式への注目は、アーモンドとヴァーバによる市民文化の分析方法を土台とする<sup>3)</sup>。ただし、アーモンドらの研究が人々の指向を捉えているのに対して、ここでは官僚機構の行動の仕方、つまり行動様式を捉える。アーモンドらの研究では、政治システムにおける人々の指向に従って、未分化型、臣民型、参加型の理念型を想定し、その枠組みで民主政治過程の政治文化を分析する。本稿では、施策実施における官僚機構の行動様式に従って、執行管理先行型と運営管理先行型の二つの理念型に峻別<sup>4)</sup>して、その枠組みでの行政の政策実施過程の政策文化を分析する。ここで取って政治文化ではなく政策文化と表現するのは、アーモンドらは政治システムの入出力での人々の指向による行動様式から文化を捉えているのに対して、政策システムでの施策実施の官僚機構の行動の仕方による行動様式から文化を捉えて議論するからである<sup>5)</sup>。本稿のように個人の行動様式に限らない文化の捉え方については、イングルハートによる価値観を共有する集団の特徴やパットナムによる地域社会の社会関係資本の特性など、集団や社会のあり方から実証的に文化を議論する政治文化の代表的な研究もあり<sup>6)</sup>、組織の機能に注目して機構のあり方から文化を議論する本稿の研究が、必ずしも特殊であると考えない。

本稿は一村一品運動の政策を事例とし、そこでの政権変動の影響を実施施策の断絶と継続から検討する。そのような本稿のアプローチの概略を示したのが表1である。ここでは行政の官僚機構の機能の中心は施策の実施であると捉えている。官僚組織はヒエラルヒーをなすことで、総体として理にかなった機能を発揮できる<sup>7)</sup>。その中心を担うのが官僚制であり、そこでの合理的な機能の主体をここでは官僚機構と呼んでいる<sup>8)</sup>。官僚機構の合理性の基礎は、ヒエラルヒーの組織で担保される施策の実施の体系構築であるところでは見なすことにした。政策よりも事業よりも施策こそが、その体系構築を通じて官僚制もしくは官僚機構の機能のあり方にかかわる<sup>9)</sup>。表1は、一村一品運動の政策における行政の一村一品運動の施策に注目し、政治変動の下での施策の断絶もしくは継続の状況とともに、その施策実施を支える官僚機構の行動様式を検討する本稿での研究枠組みを示している。

表1 一村一品運動の政策への政権変動の影響についての検証と参照のアプローチ

	一村一品運動施策の断絶と継続	施策実施の展開における官僚機構の行動様式
日本での政権変動の政策への影響 (検証)	施策の定着と断絶の確認 (表2、図2、表3、表4)	運営管理先行型 (政策文化の理念型) の官僚機構の行動様式による施策展開の確認 (表5、表6、表7)
タイでの政権変動の政策への影響 (参照)	施策の継続の確認 (図3、図4)	執行管理先行型 (政策文化の理念型) の官僚機構の行動様式による施策展開の確認 (表8)

そこでは、タイの事例を参照しつつ、日本についての大分県での施策の定着と断絶およびそれに影響すると考える官僚機構の行動様式の特徴を運営管理先行型と捉える。その運営管理が執行管理に先行する理念型に沿うような大分県での施策実施は、体系構築を伴いにくい展開であったことを検証する。参照しようとするタイの地方自治は、内務省による地方支配の中央集権メカニズムの下にある点で、日本の制度とはかなり異なっている<sup>10)</sup>。両国の官僚機構の機能のあり方の違いをそのような制度の国際比較から説明することも当然にできる<sup>11)</sup>。しかし、本稿では制度の背後にある官僚機構の行動様式の違いを政策文化の違いと捉えて検討する。そのような政策文化の違いは、制度的側面に連動するものであることも確かであるが、そこには制度の違いを超えた新たな視点を提供できる可能性があると考えている。それは後に述べる官僚機構の合理性追求の行動様式の政策文化の違いが政策の内容や運命に影響するとの視点である。

それらの検証を踏まえて、政権変動が政策に変化をもたらすような施策の断絶もしくは継続に与える影響を考察するためのここでの枠組みを示したのが図1である。政治変動による政策への影響において、どのような官僚機構の行動様式が施策の継続や断絶にどのように影響したかを直接に検証するのは難しい。しかし、政治の政策への影響を間接的に左右するコントロール変数として官僚機構の行動様式があり得ることは示唆できる<sup>12)</sup>。つまり、政権変動の独立変数が施策の断絶もしくは継続の従属変数に影響することを前提とし、その前提が左右される要因として施策の定着のあり方を異にする官僚機構の行動様式を検討することで、因果関係の検証に向けての入口となり得るかもしれない。

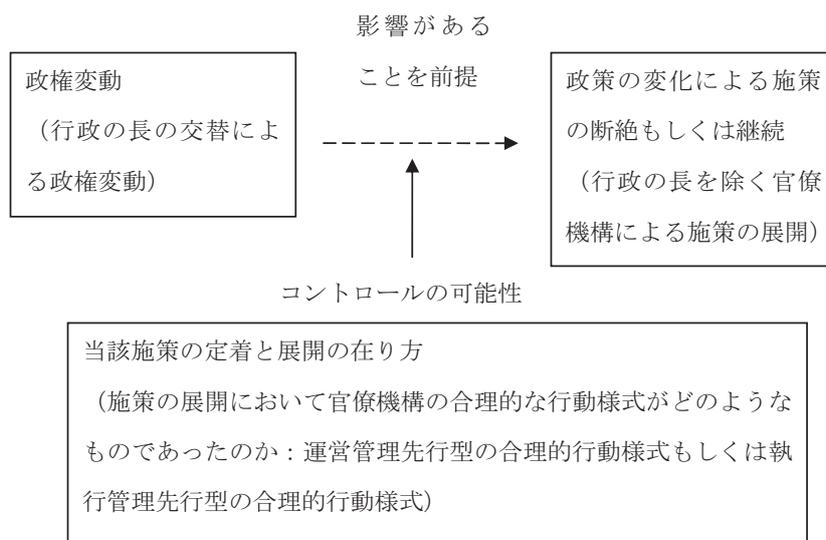


図1 政治の政策への影響を官僚機構の行動様式に注目して考察するための枠組み

日本での一村一品運動の政策は大分県の平松県政で始まり、その行政施策は官僚機構に定着し、広瀬県政で行政の施策としては完全に消滅した。そこでは施策の断絶が確認でき、政治変動で政策が容易に瓦解したことが検証できる<sup>13)</sup>。その施策実施の展開における官僚機構の行動様式は、運営管理先行型であったことも確認できる。一方、タイにおける一村一品運動政策を参照すると、政治変動にもかかわらず施策が継続しており、官僚機構の行動様式は執行管理先行型と判断できる。しかし、それはタイの執行管理先行型の官僚制に比べて、日本の運営管理先行型が合理性を欠く官僚制であることを意味しない。両者の行動様式が示す政策文化の特徴の違いが、この実施施策の運命に影響しているに過ぎない。

官僚機構は、それが機能するために本質的に合理性を追求する。理にかなった施策実施であることは、「理性化」することで「魔術から解放」された予測と制御の可能な近代社会に適した合理的な施策体系をもたらす<sup>14)</sup>。そのように規則化された体系は、強固な檻であるほど、明確な実施を担保できる反面、強固すぎるのが不自由で不合理な檻となる可能性も持っている<sup>15)</sup>。そのような二律背反性を形式合理性と実質合理性として議論することもできるが、ここでは官僚制のもつ二面性と捉え、あえて合理と不合理の両者が合理性の追求のもとで併存しようと見る。そのために官僚機構が「何をを行うか」を重視して機能するか、「どのように行うか」を重視して機能するかの違いに注目する。「何をどのように行うか」の施策実施体系の構築が官僚機構の合理的な機能の源で

あるとするなら、「何を」と「どのように」は共に合理性の不可欠な要素であるが、いずれを重視する機能の特徴が見られるかは実施される政策の内容にかかわる重要な問題である。そこでの違いをもたらす原因となる官僚機構の行動様式の理念型として、「何を」を重視する執行管理先行型と「どのように」を重視する運営管理先行型を想定した。その理念型が、実施施策の定着と運命を左右するコントロール要因と考えられることを、政権変動との関係で考察したのが本稿である。

以下の分析では、まずⅢの日本の事例で、官僚機構が一村一品運動施策をどのように展開させてきたかを概観しながら、施策の定着から断絶までの全体像を示す。ここでは政権変動でどのように断絶したかを明らかにするとともに、官僚機構がその施策を展開するために、施策実施の体系構築をどのようにしたかを確認する。それによって施策断絶の背景にある官僚機構の行動様式には、運営管理先行型の合理的な施策実施の体系構築の特徴があることを示す。次のⅣでは、タイの事例から、一村一品運動施策に類似する OTOP (One Tambon One Product) 施策が、政権交代においてどのようにしているかの全体像を示す。ここでは、政権変動にもかかわらず、OTOP 施策が生きのびて、施策が断絶しなかった背景にある官僚機構の行動様式には、執行管理先行型の合理的な施策実施の体系構築の特徴が見られることを指摘する。

### Ⅲ. 日本での政権変動の政策への影響

#### Ⅲ.1. 施策の定着と政権変動による施策の断絶

ここではまず、官僚機構が一村一品運動施策をどのように展開させてきたかを概観しながら、政権変動での施策の断絶までの全体像を示す。次に、定着した施策が、政権変動でどのように断絶したかを明らかにする。

一村一品運動（英語名では One Village One Product で世界からは OVOP と呼ばれている）の政策は、1979 年に大分県の知事に就任した平松知事が宣言して始まった施策で、平松政権の主要な政策として 24 年間実施された。一村一品運動は、政策が実施されるにつれて施策内容が進展した。一村一品運動政策は、ローカルにしてグローバル、自主自立・創意工夫、人づくりの三つ原則

に基づく施策となって展開した<sup>16)</sup>。

平松知事は、事前に官僚機構に新たに模索している施策を知らせることなく、1979 年 11 月と 12 月の市町村長との自治行政連絡懇談会で「各市町村で新しい産品を発掘していただきたい。この産品なら全国的な評価に耐え得るという産品を各市町村一つずつ選んでいただきたい」と表明し、一村一品運動の推進を宣言した。一村一品運動の施策開始への知事の表明によって、官僚機構での熟知よりも施策推進が先走るようになった。

その一村一品運動施策を官僚機構が、どのような内容で展開させたかをまとめたのが表 2 である。政策実施を各段階にわけて、そこで官僚機構がどのような内容で施策を展開させたかをみることで、行政の施策としての開始、定着、拡大、縮小、終了までを示している<sup>17)</sup>。加

表 2 一村一品運動施策実施の全体像

政権	任期	年度	施策をめぐる動き	一村一品運動政策の施策内容	他の施策での一村一品運動政策推進	政策実施の各段階
平松 政権	1期 (1979-1983)	1979	・11月と12月に平松知事が一村一品運動政策宣言	無	無	政策創始
		1981	・大分県一村一品運動推進基金条例設置 ・一村一品運動推進協議会設置			政策開始
	2期 (1983-1987)	1989	(財)大分県国際交流センター設立	・地域の自助努力に対する支援 ・技術の練磨に対する支援 ・販路開拓に対する支援 ・人づくり	・大分県一村一品の船の運航 ・一村一品クラフト公園整備	政策定着
			2期と同様	・一村一品運動の進展により、全国銘柄が生まれてその紹介、宣伝、市場開拓、情報提供などのために ・観光振興に一村一品運動を利用するために ・一村一品運動の推進により、地域文化や地域産業の再認識が広がっている。このような動向を踏まえて公園に工芸の直接体験コーナーを設けて伝統産業の活性化を図る ・地域文化の掘り起こしことと発展を図るために	政策拡大	
	4期 (1991-1995)	1996	・大分県一村一品運動推進協議会を大分県一村一品21推進協議会に改組	・地域の自助努力に対する支援 ・技術の練磨に対する支援 ・販路開拓に対する支援 ・活力ある人づくり ・一村一品ローカル外交の推進	・観光宣伝の推進のために ・リゾートの振興のために ・生涯スポーツの振興のために ・地域文化の創造のために ・多彩なローカル外交の推進のために	政策縮小
			1999	・大分県一村一品運動推進基金条例を大分県一村一品運動及び国際交流推進基金条例に改正	4期と同様	
6期 (1999-2003)	2000	・一村一品運動推進室設置	4期と同様	・一村一文化の推進	政策縮小	
		2001				・大分県一村一品運動推進基金条例を大分県一村一品運動及び国際交流推進基金条例の廃止 ・一村一品運動推進室の廃止
広瀬 政権	1期 (2003-2007)	2005	(財)大分県国際交流センターの解散			政策終了
		2期 (2007-2011)				
		3期 (2011~)				

注) 大分県『県政のあゆみ』1983、1987、1991、1995、1999、2003、2007 より作成。

えて、そのような一村一品運動施策が政権交代でどのように変化したかの全体像も明らかにしている。1979年の知事による政策宣言後、一村一品運動施策が行政の施策として開始したのは、1983年である<sup>18)</sup>。それは平松県政の2期目が始まる頃で、それまでには地方の現場での実質的な一村一品運動の推進は見られたが、行政施策としての展開内容はなかった。しかし、その開始以降から地域の自助努力に対する支援、技術の練磨に対する支援、販路開拓に対する支援、人づくり推進において官僚機構が施策を展開した。それら4つの施策の内容は広瀬政権で施策が断絶するまで続けられ、一村一品運動施策の具体的な内容として定着したと考えられる。

その後、官僚機構は定着した一村一品運動施策の内容に一村一品ローカル外交の推進の内容を追加し、加えて他の施策においても一村一品運動施策の内容にかかわりを持たせながら、一村一品運動施策の内容を広げた。しかし、平松知事の任期の終盤では、官僚機構は、他の施策でも広げた施策内容を減らしながら、本来の施策内容へと施策を展開した。それは一村一品運動施策が政策縮小段階に入ったことを意味する。その段階において官僚機構は、新たな政権での施策展開を準備する。その官僚機構の行動は、新たな政権の方向性を踏まえて、政策展

開の可能性を模索することである<sup>19)</sup>。そのために、官僚機構は、今まで拡大しながら展開した施策を行政の施策として定着させた時の内容により近い形まで縮小する。しかし、一村一品運動施策は行政施策として定着して長年にわたって実施されたにもかかわらず、政権交代ですぐに跡形もなくすべてなくなった。それは長期政権の色彩が濃い施策であるゆえに、新しい政権が既存の政権の色を消すためのこととしても理解できる。しかし、行政施策として定着して長年実施された施策が、かくももろく崩れ落ちたのは、単に長期政権の要因とは思えない。

そこで、ここでは行政施策として定着した一村一品運動施策が、政権変動で断絶していく様子を見る。すでに指摘したように、一村一品運動政策は施策が実施されて施策内容が進展することで、ローカルにしてグローバル、自主自立・創意工夫、人づくりが原則になっている。その原則に沿って一村一品運動施策にかかわる施策内容と事業が政治変動でどのようになったかを示すのが、図2、表3、表4である。

図2は、人づくりに関する施策の推進状況である。人づくり施策は人材育成のための塾の事業を中心に展開された。その事業は1983年に豊の国づくり塾から始まっ

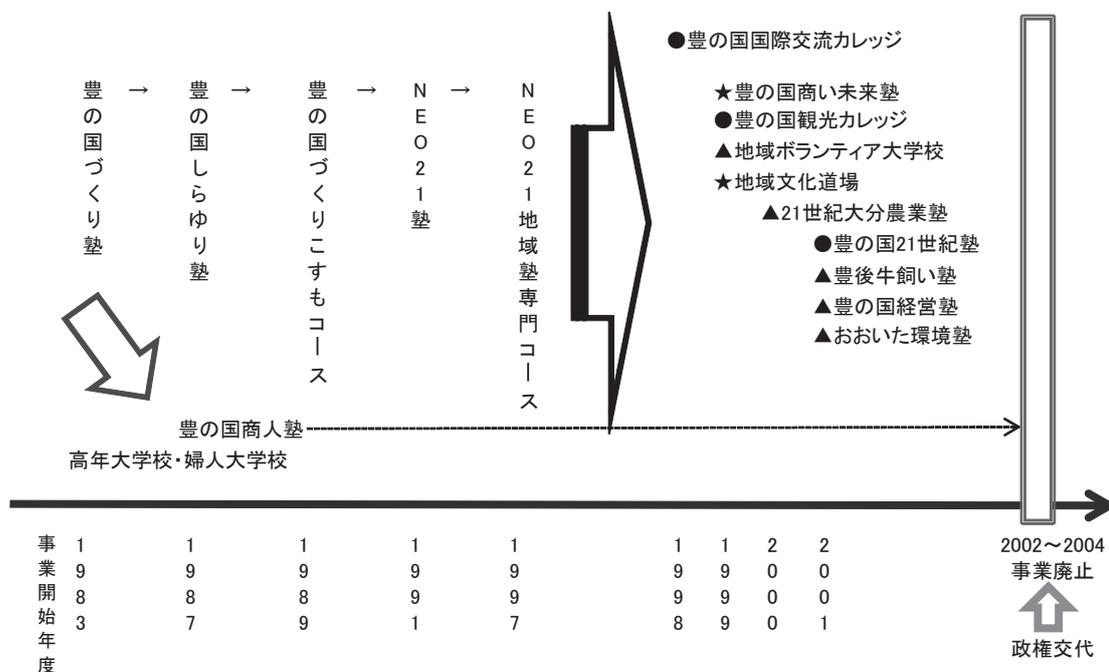


図2 人づくりに関する推進状況

注) ●は2002年に、★は2003年に、▲は2004年に終了した。Son (2010) に、URL : <http://www.pref.oita.jp> (アクセス日 : 2012年3月22日) での各事業に関する事務事業評価調書の内容を加えて作成。

表3 自主自立・創意工夫に関する推進状況

政権	任期	自主自立・創意工夫に基づく一村一品運動施策の推進		
		地域の自助努力に対する支援	技術の練磨に対する支援	販路開拓に対する支援
平松政権	1期 (1979-1983)		無	
	2期 (1983-1987)		大分県農水産加工総合指導センター、水産物加工指導センター、林業試験場木材加工課、花き総合指導センターなど各種試験研究機関を設置して技術面での支援	'81大分フェア、大分県一村一品の船、'85一村一品フェア、大分乾しいたけの船や全国各地で大分県の物産展を開催
	3期 (1987-1991)	地域の自助努力に対する支援	2期の内容に加え、きのこ研究指導センターを開設し、技術面での支援	大分県の農林水産、工芸品など特産品を展示し、一村一品大分フェア開催、大分・北海道物産展、豊の国大分フィスティバル開催、パリとゲルンでの国際食品見本市に毎年出展、ロスアンゼルス市でのアンテナショップへの出展
	4期 (1991-1995)		大分県食品高度化研究会、大分県産業科学技術センター設立	東京で大分一村一品見本市開催、東京三越デパートで元祖一村一品おおいのフィスティバル豊の国魅惑の緑日の開催、シンガポールにアンテナショップを開設
	5期 (1995-1999)	一村一品21フォーラムを開催	地域の活性化を図るために新産業発掘に対する支援開始	95大分フェア、'96大分フェアin福岡、マレーシアで一村一品の展示即売と木材、家具に関する技術交流会、物産観光展を開催
	6期 (1999-2003)	1999年に「ムラの生命を都市の暮らしへ」	1999年～2001年に、地域特産品創出委員会等で定番商品に改良を加えるとともに新しい特産品づくりに取り組んだ	1999年に一村一品物産・観光展、2000年にインターネット上におおいたバーチャル国際見本市を開設、2002年に地産地消“とよの国食彩運動”フェアや豊の魚一村一品フェアを大分市で開催
広瀬政権	1期(2003-2007)		無	

注) 大分県「県政のあゆみ」1983、1987、1991、1995、1999、2003、2007より作成。

表4 ローカルにしてグローバルに関する国際交流の推進状況

総合計画の名	年度	政権	一村一品運動施策での国際交流の位置付けと内容		国際交流の施策とその内容	
			位置付け	内容	施策	内容
大分県長期総合計画 第一次推進計画	1980	平松政権	無		無	
大分県総合振興計画	1983		無		無	
21大分県長期総合計画	1990		流通対策と消費の拡大	ローカル外交の推進や国際食品見本市への出展、アンテナショップの開設等により、国際的な販路開拓を図る	無	
おおいの新世紀創造計画	1999	平松政権	一村一品運動の多様な展開	アジア諸地域を中心にした一村一品ローカル外交など、一村一品運動を発信	国際交流の推進 (地域づくり国際交流の推進)	一村一品運動による地域づくり国際交流の実績を踏まえて、人的交流や経済・技術交流を促進するとともに、アジア九州地域交流サミットの開催などを通じて、アジア地域との国境を越えた地域連携を推進する
					国際協力の推進 (人づくり国際協力の推進)	一村一品運動をはじめとする地域活性化のノウハウや、農林水産業等における人材、技術をアジア諸地域などの人づくりや地域づくりに活かすため、各種技術研修員の受け入れや技術専門家の派遣等を推進
大分県長期総合計画 「安心・活力・発展プラン 2005」	2005	広瀬政権	無		地域を活性化する国際交流の推進 (県民の手づくりによる草の根国際交流・協力の推進)	国際交流・協力団体(NPO・NGO)育成・強化、JICAやJETプログラム等を活用した国際交流・協力の担い手となる人材育成、海外との新たなネットワークの構築、青少年、スポーツ・文化を通じた民間レベルの国際交流の拡大
大分県長期総合計画 「安心・活力・発展プラン 2005」改訂版	2011		無		海外戦略の推進 (国際交流・国際貢献の推進)	青少年の人材育成、大学の海外校友会とのネットワークづくり、大分県文化スポーツ振興財団と連携した交流と国際貢献の推進、国際的な文化・スポーツイベント等を通じた国際交流

注) 上記の総合計画より作成。

て、1998年以降から多様な内容の塾事業へと展開した。しかし、多様な塾事業で展開された人づくりは、2003年の政権交代の前後ですべて終わったことがわかる。表3は、自主自立・創意工夫に関する施策内容の推進状況である。その施策内容は、一村一品運動施策の基盤なる地域の自助努力に対する支援、技術の練磨に対する支援、販路開拓に対する支援であり、1983年以降に様々な内容として推進されたが、2003年からすべての内容が一気に終わっていることがわかる。

表4は、ローカルにしてグローバルに関する施策内容の国際交流の推進状況である。国際交流施策は1990年の総合計画に施策として位置づけられるが、次の広瀬政権になって一村一品運動施策での国際交流はなくなる。しかし、一村一品運動の広がりの中で、国際交流施策については、政権交代後もJICAやJETプログラムとの関係での一村一品運動にかかわる施策の内容はNPOなどの活動をも通じて残っていく<sup>20)</sup>。しかし、2011年の総合計画からは一村一品運動にかかわって推進した国際交流施策の姿は全く見えなくなる。一村一品運動の本来の目的である地域活性化とは異なり、ローカルとしてグローバルの原則による国際交流施策への特別な拡張においては、政権交代ですぐ終わることなく残存したのは一時的な例外事象であったと言える。

以上の分析から、行政施策として定着して長年にわたって官僚機構が実施した一村一品運動施策が、平松政権から広瀬政権への政治変動が生じることで、断絶したことが確認できたと思う。

### Ⅲ.2. 運営管理先行型の官僚機構の行動様式による施策実施の展開

政権変動の影響を受けやすく、それが政策断絶につながった一村一品運動施策においては、官僚機構がその施策を展開するために、どのような施策実施の体系構築をしたかをここではみる。それによって理にかなった体系構築を求める官僚機構の行動様式が大分県ではどのようなものであるかが示せる。その特徴は「どのように行うか」を重視する運営管理先行の合理的な施策実施である。

1979年末に一村一品運動政策の推進を表明した平松知事は、一村一品運動施策の実施を官僚機構に命じた<sup>21)</sup>。そこで官僚機構は急きょ一村一品運動施策に取り組んだ<sup>22)</sup>。その最初が1980年3月に実施された一村一品運動施策のPRである。この取組みとは、一村一品運動施

策の実施のために官僚機構に新たに設けられたものではなく、既存の広報番組に市町村の一村一品運動を紹介することであった。加えて、官僚機構は市町村の一村一品運動に関わるものを展示するために、既存の事業である農業祭に一村一品の館を作って施策を推進した<sup>23)</sup>。知事による施策実施の表明を受けて、直ちに官僚機構はどのように施策実施ができたかを考えて具体的な行動をしたと言える<sup>24)</sup>。

その後、官僚機構は一村一品運動施策を展開させるために何をしたのか。それをまとめたのが表5である。官僚機構は一村一品運動施策との関連事業として地域特産開発推進事業、一村一品運動推進事業、一村一品強化資金、地域特産開発育成対策事業を実施した。これらもまた一村一品運動施策の実施のために新たに作られた事業ではない。この時期には一村一品運動政策の実現にむけた具体的な取り組みを示す施策実施の体系はなにもない。官僚機構が一村一品運動施策の展開を手がけた時の手法は、既存の施策や事業の内容に一村一品運動施策に関わる内容を重ね合わせて一村一品運動施策の事業として仕立てた。そこでの官僚機構は、どのようにできるかを考えることを基盤に官僚機構の運営指針とも言える総合計画に関わる施策として自らの行動を位置付けた。

官僚機構は、計画行政と関連づけることで施策体系の構築を行ないながら施策を推進した。そのような官僚機構の施策展開において一村一品運動施策の体系構築が、どのような内容からどのような内容へ変化したかをまとめたのが、表6である。1983年の総合計画では、先の表5に見られる事業の内容が主な施策内容になっている。その後1990年の総合計画では、1983年の施策を基盤に新たに人材育成の内容が加わっている。1999年の総合計画では、施策の内容が進展して運動を通じた多彩な交流の促進、地域の生活文化の創造、地域複合産業化の推進が加わった。それは、すでに表2で指摘しているように、他の施策においても一村一品運動施策に関わる内容を推進にできることを行うとともに、一村一品ローカル外交のような新たな内容も追加され、一村一品運動施策の推進が強化されたことを示している。計画行政と関連づけて官僚機構が構築した一村一品運動施策体系は、ガイドライン的な特色を有し、何をを行うかを明示するよりは、どのように行うかに注目するものと捉えることができる。それは官僚機構が運営管理先行を重視した施策体系を構築していることを意味する。

表5 行政計画での施策の位置付けとそこまでの施策実施に関する動き

既存の施策・事業の枠組み利用	事業内容	事業名	年度	総合計画	一村一品運動施策の位置付
○ ○ ○ ○	特産品の掘り起こし、研究開発、試販などを行うために必要な経費を市町村に対して助成一村一品運動推進協議会が、一村一品運動に取り組んでいる人々への顕彰や派遣研修の事業を実施 特産品の開発育成を図るために資金の利子補給 地域の特産物となる作物の開発育成と消費拡大のための経費の助成	地域特産開発推進事業	1978	大分県長期総合計画	
			1980	大分県長期総合計画第1次推進計画	
		一村一品運動推進事業	1981		
		一村一品強化資金			
		地域特産開発育成対策事業			
		1983	大分県総合振興計画	○	
		1990	21大分県長期総合計画	○	
1999	おおいた新世紀創造計画	○			
			2005	大分県長期総合計画	
			2011	大分県長期総合計画(改正版)	

注) 大分県議会事務局『議会資料』1979～1983、大分県『県政のあゆみ』1982、上記の総合計画より作成。

表6 総合計画における一村一品運動施策の施策実施の体系構築に関する内容変化

総合計画	年度	一村一品運動施策体系の内容
大分県総合振興計画	1983	顕彰、派遣研修などの推進、加工技術の向上対策、流通の改善と消費の拡大
21大分県長期総合計画	1990	顕彰、研修等の推進、生産・加工技術の向上対策、流通対策と消費の拡大、 <b>人材育成</b>
おおいた新世紀創造計画	1999	運動の普及啓発の推進、運動支援体制の充実、生産加工技術の向上対策の推進、 <b>おおいたブランドの確立と地域内流通の推進、運動を支える人材の育成、運動を通じた多彩な交流の促進、地域の生活文化の創造、地域複合産業化の推進</b>

注) 上記の総合計画より作成。

さらに、官僚機構が一村一品運動施策を進展させて最終的にどのような施策実施の体系を構築したかをみたのが表7である。官僚機構は、一村一品運動施策を一村一品運動支援体制の支援、新たなものづくりの展開、一村一品運動の多彩な展開を柱にして、それぞれの柱の内容に応じてどのようにしていくかの具体的な行動の仕方を明示した施策実施の体系構築を行った。そこで示されている施策実施のためのガイドラインは既存の計画行政の施策体系に関連づけた施策展開を示しており、多岐にわ

たるこれらの施策が、一村一品運動政策推進の特別な部局を創設することなく進められたことは、既存の部局がどのようにできるかを中心とするものであったと言える。

以上のことから日本の一村一品運動施策の体系構築での官僚機構の行動様式は、「何をするか」よりも「どのように行なうか」を重視して理にかなった体系構築を追加する運営管理先行型であることが示せた。

表7 おおいた新世紀創造計画における一村一品運動施策の体系構築の内容

計画	施策の柱	施策体系	施策体系の内容
1999年基本計画	一村一品運動支援体制の充実	運動の普及啓発の推進	各種イベントの開催、広報活動の推進、地域づくり等に寄与した団体などへの顕彰
		運動支援体制の充実	一村一品21推進協議会の調査研究機能の充実、県庁内支援体制の強化、活動を実践する地域組織のネットワーク化、インターネットなどによる情報発信機能の強化
		運動を支える人材の育成	地域づくり団体に対する情報提供やアドバイザー派遣、「豊の国づくり塾」の卒業生間の交流・連携の促進、女性や高齢者の地域づくりへの主体的参加に向けた環境整備
	新たなものづくりの展開	生産加工技術の向上対策の推進	農水産加工総合指導センター等の各種試験研究機関の連携強化、食品メーカーとの共同研究などによる生産性の向上や新技術・商品の開発、商業ベースに対応できる企業的加工グループの育成
		おおいたブランドの確立と地域内流通の推進	有機農産物等認証制度の適切な運用やマーケティングの強化、デザイン開発、直売所の整備、各種メディアによる消費宣伝、県内市場への安定供給体制の整備
		地域複合産業化の推進	既存の産業の枠を超えた交流の促進、連携の取り組み事例等の情報収集提供、グリーンツーリズム活動、新製品開発などに対する支援
	の一村一品展開	地域の生活文化の創造	美しい農山漁村景観や伝統的まちなみの保存、伝統産業や芸能の育成・保存、地域独自のイベント開催などによる地域アイデンティティーの醸成
		運動を通じた多彩な交流の促進	都心部との交流、アジア諸地域を中心にした一村一品ローカル外交、一村一品運動を国内外に発信

注) 大分県『おおいた新世紀創造計画』1999より作成。

## IV. 参照するタイでの政権変動の政策への影響

### IV.1. 政権変動と施策の継続

ここでは、日本の一村一品運動施策に類似するタイのOTOP (One Tambon One Product 以下OTOPと表記) 施策<sup>25)</sup>が、政治変動の中で、今日に至るまでどのように展開されたかの全体像を示し、OTOPフェア事業の推進状況の具体例からOTOP施策実施が継続していることを指摘する。

タイの政権交代による政治変動においてOTOP施策がどのようになっていたかを示すのが、図3である。タクシン政権で始まったOTOP施策は、政権変動にもかかわらず、その政権変動の中ではOTOPという名称を避けようとした時期もあったが<sup>26)</sup>、今日まで継続している。官僚機構は、政権変動の間も、OTOP施策において商品の品質を上げるOPC制から世界マーケットを狙ったデザインの開発まで段階的に展開させている<sup>27)</sup>。これらの官僚機構の動きは、OTOP製品の売り上げにも反映され、OTOP製品の売り上げも年々増える傾向にあ

ることもわかる。

加えて、OTOP施策実施が継続していることを示すために、OTOPフェアの事業の状況を見てみる。官僚機構が、全国的にOTOPフェアを始めたときから、今日までの開催数の推移をまとめたのが、図4である。OTOPフェアの開催数には変化があり、減少傾向も見られるが、政権変動による断絶はなく官僚機構によって継続的に推進されている<sup>28)</sup>。それらからOTOP施策は、政権交代による政治変動に左右されずに、官僚機構が実施する施策として継続されていることが指摘できる。

### IV.2. 執行管理先行型の官僚機構の行動様式による施策実施の展開

数回の政権変動にも左右されず、実質的に政策の継続をもたらしようなOTOP施策を展開するために、官僚機構はどのような施策実施の体系を構築してきたかをみる。そこから官僚機構の行動様式が、何を行うかを重視する執行管理先行型であることを示す。

OTOP施策が図3で示しているように行政計画でのロードマップに位置づけられるまでに、官僚機構がそれ

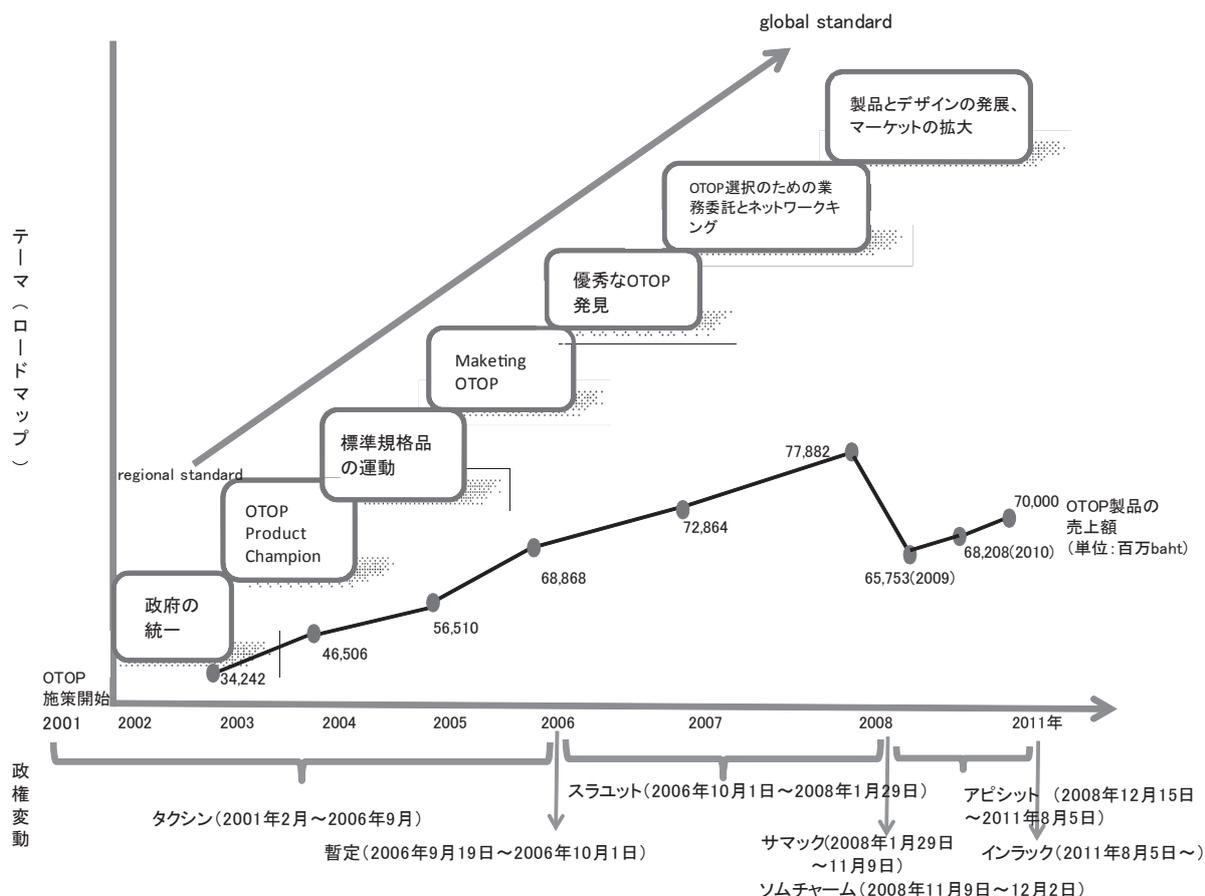


図3 OTOPT 施策実施の全体図と政治変動

注) タイの経済産業省のSMEsの内部資料、Community Development Division2012、URL:www.otoptoday.com/about/otop-ten-years(アクセス日:2012年3月22日)より作成。

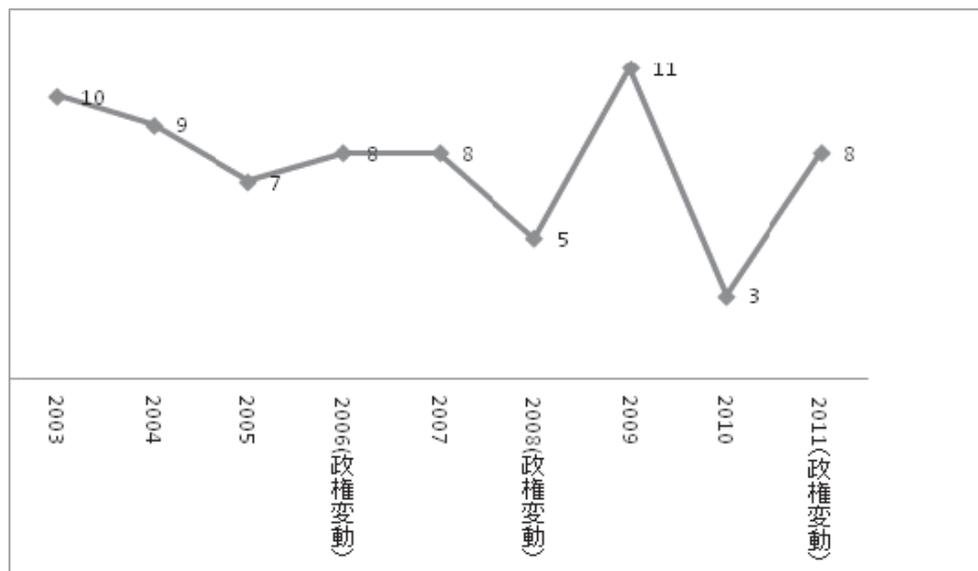


図4 OTOPT フェア開催数の推移

注) OTOPT fair per year (http://www.thaitanmbon.com/OTOP/OTOPFairs/Summary3.htm アクセス日:2012年4月1日)より作成。

それぞれのステップに向けて OTOP 施策の展開のために、どのように取り組んでいたかをまとめたのが、表 8 である。

タクシン政権による OTOP 政策の表明から、中央政府の官僚機構は OTOP 施策の実施のために戦略および実行計画を策定する。そこでの施策展開の中心は、OPC 制と OTOP 登録制である。OPC 制は OTOP 商品を品質によって分類し、そのランキングをつける制度である。その OPC 制に基づいて具体的に OTOP フェアが実施された。また、その後にコンテストやキャンプといった事業が推進され、それらの OPC 制と OTOP 登録制を施策実施することを柱とする施策体系を構築する。それはま

さに「何を行なうか」の体系であり、次に「どのように行なうか」がくる執行管理先行型の行動様式を伴うものである。

地方政府での官僚機構は、中央政府が行なった施策実施の体系構築を深化させながら、OPC 制をより具体化するために星級制を加えて製品の質の向上を目指すことと、OTOP 登録制を基盤に OTOP に関する情報をデータベース化していく<sup>29)</sup>。そのような様々な動きを基盤に、中央政府の官僚機構はさらに OTOP 施策の国際的な展開を目指すことになる。

このように官僚機構が OTOP 施策実施のために何をするかを中心に行動して、その内容を充実していきなが

表 8 官僚機構による OTOP 施策での体系構築に向けた推進内容

政権交代	年	官僚機構の施策実施の体系構築への動き		
		中央政府	コンケン県	
		OTOP 施策実施への取り組み	OPC 制の改善への動き	OTOP 登録制の改善への動き
	2001	OTOP を促進するために、すべての政府機関が行政での体系づくり		
	2002	首相府直轄の国家 OTOP 運営委員会により、OTOP 実施に関する戦略、実行計画の策定		
	2003	・ <b>OPC(OTOP Product Champion)実施</b> (OPC は、OTOP 製品の分類とラングつけをするためのもの) ・全国的な OTOP フェア実施	OPC(OTOP Product Champion)は、OTOP 製品を国際市場にも通用できるように、星級制により製品の質の向上を目指すもの	
	2004	<b>OTOP 登録制の策定・実施</b>		
	2005	Smart OTOP の開始		
有	2006	OPV(OTOP Village Campion)の開始		生産者や起業家が登録した製品の変化、登録を行っていない製品も存在
	2007	KBO(Knowledge Based OTOP)の開始		
有	2008	OPV と KBO の実施		
	2009	・OTOP 登録制の実施 ・OPC(Operation of Product Classification) 制の実施・展開 ・OTOP KBO のコンテスト ・Young OTOP キャンプ ・地方の OTOP フェアの実施	OPC 制に OTOP の製品の質だけでなく、商品の分類も考慮したものも追加	
	2010	・OTOP 登録制の展開実施 ・OPC(Operation of Product Classification) 制の展開実施 ・OPV 実施 ・OTOP KBO のコンテスト実施 ・全国的な OTOP フェア実施 ・地方の OTOP フェア実施 ・OTOP Midyear 2010 の実施	OPC 制にコミュニティの製品と知力、市場の可能性、世界市場での製品の質と発展可能性を踏まえた判断基準が追加	CDD(Community Development Department)による OTOP プログラム 2010 を策定、CCD は OTOP プログラム 2010 を OTOP に関するすべての情報をデータベース化することで、OTOP の様々なネットワークの蓄積
有	2011	・既存の政策実施に加えて、メディアとの協力の決定 ・国際的な展開を目指すことを決定		

注) 独立行政法人日本学術振興会の学術研究助成基金助成金を得てタイでのリサーチを行なった。タイ経済産業省 SMEs の内部資料、2011 年 12 月 12 日にコンケン大学で実施された JICA の OVOP 第 3 国研修でのコンケン県の Community development office の長の発表資料、Community Development Division 2012, <http://www.otoptoday.com/about/otop-ten-years> (アクセス 2012 年 3 月 22 日) より作成。

ら、強固な施策体系を構築した。それによって OTOPI 施策は数回の政治変動にもかかわらず、官僚機構が行政施策として自らの実施を継続することができたと考えられる。以上から、タイの OTOPI 施策の実施における官僚機構の行動様式は、何を行うかを追求する体系構築に合理性を求める執行管理先行型であったことが明らかにできた。

## V. まとめ

本稿の研究によって、施策実施の体系構築を行う官僚機構の行動様式が、政治変動による施策の断絶もしくは継続に影響する要因となる可能性を示唆できた。

ここでは日本の一村一品運動 (OVOP) 施策とそれに類似するタイの OTOPI 施策での施策展開の様子から、施策実施の体系構築における行動様式を抽出し、その特徴を運営管理先行型と執行管理先行型の 2 種類の理念型に沿って明らかにし、それが施策の運命の背景にあることを確認した。そこで示せたのは、「何を行うか」が先行する執行管理先行型のタイの官僚機構の行動様式が、政治変動にもかかわらず政策が継続するような施策実施の背景になるのに対して、「どのように行うか」が先行する運営管理先行型の日本の官僚機構の行動様式は、政治変動による施策の断絶をもたらす政策が影響を受けやすくなる背景になるとの仮定であった。この仮定の根拠は、執行管理先行型での施策実施は、施策体系の構築が強固であるがゆえに、運営管理先行型に比べて施策の展開が政治のような官僚機構の外部からの影響を受けて壊れにくいとの見方である。大分県の一村一品運動施策は政治変動の当然の結果のように受けとられがちだが、それが継続することなく瓦解した要因を官僚機構の行動様式が示す政策文化に求めようことを指摘した。その視点は、政治変動による政策への影響についての新たな知見になっていると思う。

どのような政治の変動がどのように政策の断絶や継続に影響するかを国際比較するのは簡単ではない。政治変動を独立変数とし政策の断絶もしくは継続を従属変数とする分析が難しいなら、その因果関係があるとの前提で、その関係を左右するコントロール変数を、国際比較を視野におきながら検討できるかもしれないと考えた。この研究は、そのようなモデルそのものの検証ではなく、施策実施における官僚機構の行動様式がコントロール変数

となり得る可能性を示唆する限られた範囲での一考察にすぎないが、さらなる比較実証研究の一步になるだろう。

魔術による支配を支える官僚機構には合理性は必要ない。そのような支配が不可能な今日では合理的な施策実施こそが、官僚機構の基盤となる。自らの行動の仕方が体系的に裏付けられたものと思えるなら自信をもって行動し、説明責任も果たせようし、評価にも堪えよう。官僚機構は当然にそのように合理性を求める行動様式をとる。しかし、その求め方は様々だろう。「どのように行うか」を重視する運営管理先行型も、「何を行うか」を重視する執行管理先行型も共に官僚機構の合理的な行動様式であると捉えた。しかし、その違いは実施される施策の内容に影響して、それが実現する政策内容にも影響する。従って、合理性追求の行動様式の特徴が示す政策文化に注目する研究は重要である。運営管理先行もしくは執行管理先行のいずれの型の行動様式であっても、官僚機構の施策展開が理にかなっているとの合理性の担保となり得ると同時に、自由な施策展開を阻害する不合理な鉄の檻もなり得る。「何をどのようにする」施策実施であるべきは、合理的な規則化された体系とそこでの自由な展開の調和の下にある。本稿では、政治の政策への影響の政策文化への視点から、定着した施策が政権交代により断絶する運命をたどった大分県の一村一品運動施策の事例を検討することで、政治の政策への影響を考える新たな知見につながる可能性を示し得た。中央集権のメカニズムの下にあるタイの地方自治は、日本と制度が異なるがゆえにそこでの官僚機構の行動様式が異なるとも言えるが、それを合理性のあり方の違いとして再考することによって、地方自治の政策実施過程での国際比較の一つの視野を示し得たと思う。

## 付記

本稿は、2012 年度日本公共政策学会テーマセッションⅣ「比較の中の地方自治」(於：立命館大学 2012 年 6 月 17 日)において報告した論文である。テーマセッションの討論者であった曾我謙悟先生(神戸大学)からは、大変有益かつ的確なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。

なお、本研究は、独立行政法人日本学術振興会の学術研究助成基金助成金の若手研究 (B) (課題番号: 23730152) の助成を得た。

注

- 1) 特に政策選択への政治の影響を研究したものと、曾我・待鳥（2007）と砂原（2011）を参照した。
- 2) 官僚の行動に注目した研究としては、渡辺訳（1975）と真淵（2010）を参照した。ウェーバー以来の合理性を基盤にする官僚の行動原理の研究は、個々人の官僚の行動に焦点を合わせたものである。しかし、本稿は行政の長を除いた官僚機構の行動に焦点をあてている。
- 3) Almond and Verba（1966=1974）を参照。
- 4) 足立・森脇編著（2003:243-256）は、執政とは官僚集団が担う公務（公的サービス）の管理運営と他の機関（例えば議会）が決定した政策の実施（ないし執行）を超えた意味をもつと指摘している。ここでの官僚機構の行動様式の二つの理念型を考える上でそれを参考にしている。
- 5) 村山（2009:14-18）は、公共政策システムはシステム論に基づき、入力が公共政策の評価、出力が公共政策の実施で、それが機能するためには、政策文化を考慮する必要があると指摘している。
- 6) Inglehart（1990=1993）と Putnam（1993 = 2001）を参照。
- 7) 世良訳（1960）は、近代官僚制の構成要件として12原則を上げており、それらの要件によって官僚制組織は合理性を確保できる。辻（1969:173-183）は、ウェーバーの研究に基づいて官僚制を考察し、官僚制は合理的な組織と述べている。村松（1999）も官僚制の合理性は、ウェーバーの議論が中心になっていると指摘する。合理性の具体的な内容についての研究は乏しいと真淵（2009:456）は指摘している。
- 8) 官僚機構に関しては、渡辺訳（1975:32-40）を参考にした。
- 9) 真山（2001:48-51）は、政策は政策、施策、事業の3レベルからなる体系から成り立っていると指摘し、そこでの政策、施策、事業を以下のように定義している。政策は自治体で取り上げる諸問題を明確にし、その解決を自治体として政策課題とすることを宣言する機能がある。施策は、政策課題を解決するために必要となる具体的な取り組み（これが事業に当たる）を関連する分野ごとにいくつかのグループに分けたものである。政策課題にどのような事業がかかわるかを体系的に見るには、この施策レベルが便利である。事業は、具体的な活動の内容を定めたものである。村山（2010:16-21）は合理性のゆらぎについて論じている。そこでは行政の政治化に注目し、計画行政による施策の体系の意義が指摘されている。
- 10) 総合研究開発機構（2003:74-106）は、タイにおける内務省の地方支配の中央集権メカニズムを指摘している。
- 11) タイの一村一品運動施策（OTOP）におけるトップダウンの意思決定システムについては、Son（2011）を参照してもらいたい。
- 12) 直接に検証をするには、政治文化の実証的研究を試みたイングルハートやパットナムのような膨大なデータの分析が必要になるだろう。ここでの官僚機構の政策文化の研究については、イングルハートのような広がりのある国際比較データも、パットナムのような長期にわたる歴史的データもなく、コントロール変数としての影響を示唆できるに留まっている。
- 13) 社会的な運動としては存続し、その意味では施策の初期の目的は達成できていると評価できるかもしれない。しかし、本稿での研究課題としての行政施策としては消滅している。
- 14) 魔術からの解放については、大塚・生松訳（1972:168）を参照した。
- 15) 官僚制の非合理性について、官僚制の逆機能を議論している研究は、森・森・金沢・中島訳（1961）や君村訳（1974）を参照した。
- 16) 平松守彦は、一村一品運動に触れながら多くの著書を残している。その詳細は、平松守彦ホームページ（<http://www.coara.or.jp/hiramatsu/> アクセス日:2012年4月1日）を参照してもらいたい。一村一品運動施策の原則であるローカルにしてグローバル、自主自立・創意工夫、人づくりは初期の著書においては取り上げられていなかった。それが、1999年の総合計画において明示され、2000年代以降から、平松前知事の著書で一村一品運動施策の原則が明確にみられるようになった。一村一品運動施策を担当する課はなかったが、一村一品運動施策の整理のために（2010年2月1日に行った平松前知事とのヒアリング調査より）、2000年一村一品運動推進室が担当課として発足した。そこでの報告書で一村一品運動施策の三つの原則を確認することができる。詳細は大分県一村一品運動推進室（2000）を参照してもらいたい。加えて、一村一品運動施策の戦略に関する内容は、平松（2006）を参照してもらいたい。
- 17) 孫（2012:143-155）を参照してもらいたい。
- 18) 一村一品運動施策の開始時を検証したものには、Son（2010:49-57）がある。
- 19) 孫（2012:383-402）は、一村一品運動施策に類似する韓国江原道の新農漁村建設運動施策の展開のために、官僚機構がどのような行動戦略をとったかを明らかにしている。施策実施での行動戦略をみるために、ここでは政策実施過程が、政策開始、政策定着、政策拡大、政策縮小、政策終了の各段階があると仮定し、そこでの官僚機構の行動をみた。官僚機構は、政策縮小段階で施策展開のために次の政権の方向性を踏まえた行動をとっていることをも指摘している。
- 20) 一村一品運動施策でローカル外交推進を踏まえた国際交流のために、1989年7月1日に（財）大分県国際交流センターが設立されたが2009年に廃止され、その後NPOの活動に進められた。
- 21) 前掲、真淵（2009:304）は、知事が行った行為そのものが、法律的に地方自治体の行為であるとしている。そこから知事が実施を表明した施策は、官僚機構がその施策を実施していくことになると捉えることができる。

- 22) 2010年2月1日に行った平松前知事とのヒアリング調査より、知事が施策のPRを命じたことがわかった。詳細は平松(1982)と平松(2002)を参照してもらいたい。
- 23) 2010年2月1日に行った平松前知事とのヒアリング調査より明らかになったのは、平松知事は一村一品運動施策の推進を模索している中、当時の農政部局の課長が、一村一品運動で作られたものを既存の農業祭に展示することで施策実施のきっかけになるとすすめられたことである。農業祭に「一村一品の館」が開設されたのは、大分県(2001)から確認できる。
- 24) 一村一品運動施策がどのような特徴の経過をたどっているかを明らかにした研究には、孫(2011:788-810)がある。
- 25) 藤岡(2006)を参照した。
- 26) 前掲、Son(2011)での経過の詳細を参照されたい。
- 27) 2012年2月21日に Strategic and Policy Planning Bureau The Office of Small and Medium Enterprise-Promotion, Ministry of Industry の Director である Apiradee Khaodhiar 氏を含む7名に行ったヒアリング調査を参考にした。
- 28) 2012年2月21日に Deputy of Community Development Division の Deputy Director-General である Pison Pratanchawano 氏に行ったヒアリング調査において、政権変動があり、予算などから OTOP フェアへの影響が全くないとは言えないが、フェアは CDD の仕事として工夫をしながら推進してきたと述べられた。
- 29) 2011年12月12日に Community Development Office of Khon Kaen Province の Chief である Pensupa Sirisawat 氏に行ったヒアリング調査を参考にした。

#### 参考文献

- 足立幸男・森脇俊雅編著(2003),『公共政策学』ミネルヴァ書房。
- アルブロウ、マーティン(君村昌訳)(1974),『官僚制:管理社会と国家の核心』福村出版。
- ウェーバー・マックス(世良晃志郎訳)(1960),『支配の社会学Ⅰ』創文社。
- ウェーバー・マックス著(大塚久雄、生松敬三訳)(1972年),『宗教社会学論選』みすず書房。
- 大分県(2001),『一村一品運動20年の記念』。
- 大分県一村一品運動推進室(2000),『一村一品運動調査概要書』。
- 砂原庸介(2011),『地方政府の民主主義』有斐閣。
- 曾我謙悟・待鳥聡史(2007),『日本の地方政治』名古屋大学出版会。
- 総合研究開発機構(NIRA)(2003),『アジアの地方行政官人材開発支援に関する研究』NIRA 研究報告書。
- 孫京美(2011),「地方政府の政策実施の開始における特徴-大分県の一村一品運動施策を事例に」立命館大学法学会『立命

- 館法学』第333・334号:788-810頁。
- 孫京美(2012),「政策実施過程における地方政府の官僚機構の行動戦略-韓国の江原道の新農漁村建設運動施策の展開を事例に-」立命館大学政策科学会『政策科学』19巻3号:383-402頁。
- 孫京美(2012),「地方政府での政策実施過程における首長の意思表明と官僚機構の行動-日本の大分県の一村一品運動政策を事例に-」立命館大学地域情報研究センター『公共情報論考Ⅶ』143-155頁。
- ダウンズ、A.,(渡辺保男訳)(1975),『官僚制の解剖』サイマル出版会。
- 辻清明(1969),『日本の官僚制の研究』東京大学出版会。
- マートン、ロバート・K(森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳)(1961),『社会理論と社会構造』みすず書房。
- 真淵勝(2009),『行政学』有斐閣。
- 真淵勝(2010),『官僚』東京大学出版会。
- 真山達志(2001),『政策形成の本質』成文堂。
- 村松岐夫(1999),『行政学教科書』有斐閣。
- 村山皓(2009),『政策システムの公共性と政策文化』有斐閣。
- 村山皓(2010),「新しい公共性での計画行政の指針」日本計画行政学会『計画行政』33(2):16-21頁。
- 平松守彦(1982),『一村一品のすすめ』ぎょうせい。
- 平松守彦(2002),『地方からの発想』岩波新書。
- 平松守彦(2006),『地方自立への政策と戦略』東洋経済新報社。
- 藤岡理香(2006),「タイの OTOP プロジェクト」松井和久・山神進編『一村一品運動と開発途上国』アジア経済研究所。
- Gabriel A., Almond., and Sidney, Verba. (1966), *The Civic Culture*. Princeton University Press. (G.A. アーモンド、S. ヴァーバ著(石井一雄訳)(1974),『現代市民の政治文化』勁草書房)。
- Inglehart, R. (1990), *Culture Shift in Advanced Industrial Society*. Princeton University Press. (R・イングルハート著(村山皓、富沢克、武重雅文訳)(1993),『カルチャーシフトと政治変動』東洋経済新報社)。
- Kyungmi, Son. (2010), "The start of a new program in a local government: The case of One village One Product Movement in Oita." Graduate School of Policy Science Ritsumeikan University, *Journal of Policy Science* Vol.5, pp.49-57.
- Kyungmi, Son. (2011), "Qualitative change of a policy as a turning point toward local-oriented policy development: case of OTOP in Rayong Province and Rayong Municipality." pp.206-209. Hiroshi Murayama ed., *The New Paradigm of Policy Development in Thailand- What is conceived and how is it embodied in Rayong case?*. Thammasat Printing House.
- Putnam, R. (1993), *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press. (D. パットナム著(河田潤一訳)(2001),『哲学する民主主義』NTT出版)。